



広島土砂災害 特集⑱

広島市災害対策本部へ4回目の申し入れをしました 市の独自の支援策を求める

山の安全宣言を

- 被災者が一日も早く自宅に戻れるようにと、応急復旧工事が進められているが、「地肌がむき出しになった山は怖くて戻れない」というのが被災者の素直な思いである。早期に「山の安全」を確保できるように国に砂防ダムの計画を作らせること。
- 個人の判断で自宅に戻らせるのではなく、行政が専門家の力を借りて地域ごとに「安全性」を判断したのちに、自宅での生活をスタートしてもらうようにすること。
- 「大型土嚢には土石流を防ぐ力がない」「強い雨が降ったら避難してください」との説明に被災者は不安を抱いている。大型土嚢がどこまで耐えられるのか、その役割と限界を周知すること。



避難情報の伝達

- ワイヤーセンサーのそばにサイレンをつけても、民家まで聞こえるのか不安との声もある。また、町内会長など地域の代表者宅に整備された防災無線では、確実に区域内の住民に避難勧告や避難指示が伝わらないとの声がある。自治会まかせにせず、トランシーバーやサイレン、屋外スピーカーなど広域に情報が伝達できる体制を整備すること。
- 湯来町では、広島市との合併を機に、各家庭に整備されていた「ラジオ」が区内の不平等を理由に取り外された経緯がある。今回の災害で、避難指示を確実に伝達する重要性が浮き彫りになった。湯来町を始め、必要な地域に「防災ラジオ」を整備すること。

安心できる生活再建を

- 災害救助法に基づく「住宅の応急修理」制度の所得制限を外し、早期に必要な修繕を行えるようにすること。
- 義援金の受付、支給が開始されたが、ライフラインが壊れ自宅に戻れず、避難生活を続けている被災者や、自動車のみ被災した方も義援金の対象にすること。
- 公営住宅への入居期間は半年だが、民間の借り上げ住宅は三ヶ月の入居期間となっている。全ての被災者の生活再建を支援する立場から、民間借り上げ住宅の入居期間を公営住宅の入居者と同様に延長すること。
- 被災者が生活再建に関して求めている内容を掴み、市独自に支援制度を上乗せ・横出しするなど、災害救助法の支援の枠だけにとどまらない、広島独自の被災者支援策を講じること。
- 砂防ダムが整備されても、安全を100%確保することはできない。土石流警戒区域に指定されれば、転居される世帯も発生する。新しい場所での生活再建ができるように移転の助成策を講じること。
- 公営住宅などに入居された被災者も、「山の安全性」が確保でき、自宅で生活できるようになるまでは避難者としての、支援を続けること。
- 市の説明では、平成27年度末には砂防ダムの整備が終わるというが、現在でも少なくない公共事業が入札不調となっており、計画通りに復旧作業や安全対策が進むのかとの不安の声がある。計画通りに復旧事業が進み、復興が早期に完了するよう最優先で人とお金を確保すること。
- 鳥取県では、鳥取県鳥取西部地震の被災者に対し、当時の県知事が「住宅復旧補助金制度」を設け、私有財産である住宅関連費用として300万円を支援する制度を創設した。広島市でも、住宅再建にむけて広島市独自の支援策を創設すること。

再発防止のために

- 将来にむけた「安全性の高いまちづくり」に関する住民との意見交換や都市計画などの話し合いの場を地域ごとに細かく設けること。
- 緑井保育園や県営住宅などの公共施設が、なぜ、危険な場所に整備されたのか明らかにするとともに、安全な場所へと設置場所を見直すこと。
- 宅地造成等規制法では、500㎡以内の開発であれば、宅地造成が自由にできる。このことがミニ開発を促進し、危険地域への宅地建設を進める原因となっている。土砂災害危険地域等への宅地開発の規制強化を図ること。



広島市対策本部にて 9月12日

被災者の求める生活再建の手立てを 抜粋